

## 徳島県の国保関係と地方公費関係について

徳島県の国保レセプトは、まず県内分（県内市町村 + 6 保険組合）と県外分に分かれる。

（[国保給付内容一覧表](#)を参照）

市町村・保険組合ごとにレセプトが集計され[診療報酬請求書](#)が作られる。県内分ではその際に、保険組合の本人・家族で保険負担割合が 7 割以外の場合は、別個に診療報酬請求書を作り、右上の給付割の該当する割合に丸印を付ける必要がある。（例、本人 9 割、家族 7 割なら本人分は別に集計し、給付 9 に○をつける）乳幼児 8 割、老人 8・9 割の分は家族分と合計して集計し分ける必要がない。乳児で、3 歳児未満の乳幼児医療費助成制度対象者（マル乳対象者）は、国保の場合レセプト併用で公費 45 として診療報酬請求書の 2 枚目中段の公費負担医療欄に再掲し記載する。重度心身障害者等医療費（マル重）も国保分は、公費併用 46 で診療報酬請求書の 2 枚目中段の公費負担医療欄に再掲記入して提出する。

レセプトは、国保分のマル乳対象者およびマル重対象者は公費負担者番号を記載して公費併用として請求する。（社保分（被用者）のマル乳対象者は、レセプト（処方箋も）の上部中央に[別記資料（被用者分乳児レセプト）](#)のように○の中に乳の文字を記載する。（国保分は必要なし）公費負担者番号は記載しない）市町村によってはそれ以上での年齢（3，4，5 歳児）でも乳幼児医療費助成制度があるが、その場合被用者分と同様にする必要がある。県内分のレセプトの一番上に[県内分診療報酬請求総括送付書](#)をつけて綴じる。県外分も一番上に[県外分診療報酬請求総括送付書](#)つけて綴じる。

社保分（被用者分）の地方公費はまず乳幼児医療費（マル乳）の助成制度から述べる。該当する者は、保険証以外に [乳幼児医療費受給者証](#)と [乳幼児医療費請求書](#)を持参してくる。は医療機関で保存し請求点数、受診日等を記載し市町村ごとに集めて、一番上に[乳児医療費請求総括表](#)を記載し一括で綴じて、国保連合会へ提出する。レセプトは前述の通り、上部中央に○の中に乳の字の押印（[被用者分乳児レセプト](#)を参照）が必要である。公費番号欄等は記載しない。

社保分（被用者分）の重度心身障害者等医療費（マル重）も同様に[重度心身障害者等医療費請求書（被用者保険分）](#)を持ってくるので医療機関で保存し、請求点数、受診日等を記載し市町村ごとに集めて[重度心身障害者等医療費総括表](#)をつけて国保連合会に提出する。社保分（被用者分）レセプトはマル乳と同じ位置に○の中に重の字の印字が必要となる。マル乳同様、公費番号欄等は記載しない。

支払い基金によると「マル乳（マル重）のレセプトはバラバラに綴らないで該当する家族の中にまとめておいてください」とのこと。他のレセプトと一緒に綴じて一番上に社保の総括表をつけて支払基金に提出する。